

昇格条件

【共通】

- (1) 金銭的信用状況に問題なく、経営状況が健全であること
- (2) 前年度において、指名停止等の措置を受けていないこと
- (3) 事業所表示の看板等があり、事務所の形態に不備がないこと
※ 昇格候補者においては、毎年事業所表示の看板等の有無を現地調査しています。
- (4) 前年度において、指名通知の辞退にあたって連絡の不備がないこと
- (5) 前年度において、入札の際に無届で遅刻又は欠席をしていないこと。
- (6) 3箇年の工事評点（各年度の平均工事成績点－60点）の合計が－1点より高いこと。

【管工事（衛生）】

※ 「【共通】」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

< B → A >

- (1) Bに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「管」の総合評定値（P）が560点以上
- (3) Bに格付されている期間が4年以上
- (4) 準市内業者でないこと

< C → B >

- (1) Cに格付されている期間が3年以上

【造園工事】

※ 「【共通】」及び「前年度の格付の昇格条件」を全て満たすと昇格となります。

< B → A >

- (1) Bに格付されている期間における直近の工事成績点が60点以上
- (2) 経営事項審査における「造園」の総合評定値（P）が560点以上
- (3) Bに格付されている期間が3年以上
- (4) 準市内業者でないこと

< C → B >

- (1) Cに格付されている期間が3年以上

降格条件

【共通】

- (1) 不渡り手形の発行、銀行取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であること
- (2) 建設業法に基づく営業停止処分を受けたとき

【管工事（衛生）】

※ 「【共通】」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。

< A → B >

- (1) 経営事項審査における「管」の総合評定値（P）が 560 点未満

< B → C >

【共通】以外の降格要件なし

【造園工事】

※ 「【共通】」又は「前年度の格付の降格条件」のいずれかに該当すると降格となります。

< A → B >

- (1) 経営事項審査における「造園」の総合評定値（P）が 560 点未満

< B → C >

【共通】以外の降格要件なし

降格緩和

- 【共通】(1)又は(2)の要件により降格対象となった者は、降格緩和を適用せず、降格対象となった時点で降格する。
- 上の要件以外の要件により降格対象となった者は、以下のとおり取り扱う。なお、降格緩和を適用した者に対して、別途通知を送付している。
 - ・降格対象となった初年度目は、降格緩和を適用し、降格としない。
 - ・2年度連続で降格対象となった場合は、降格緩和を適用せず、降格する。

格付一覧表（管工事（衛生））

格付一覧表（造園工事）

※ 等級及び業者登録番号順

等級	業者登録番号	業者名	種別	等級	業者登録番号	業者名	種別
A	293	㈱上田設備工業所		A	335	植駒造園㈱	
	297	㈱近江工業			336	㈱植安	
	301	㈸岸和田水道工業所			340	信貴山緑化センター	
	302	㈱小藤水道工業所			344	㈱出口園芸 本店	
	304	㈱坂井設備工業所			356	㈱養植園	
	305	㈱坂本配管工業所			4077	㈱松重緑化	
	306	ｼﾝｺｰ設備工業㈱			4237	㈱日昇園	
	307	新和設備㈱		B	339	川端造園 岸和田営業所	準市内
	308	㈱杉原工業			347	㈱ﾊﾔｼ技建	
	312	西村水道㈱			4048	(有) 吉田造園土木	
	313	阪和水道土木㈱			4275	㈱ｴｽﾕｰ 岸和田支店	準市内
	316	藤浪設備工業㈱	復帰		4675	ｸﾞﾘｰﾝ環境ﾏﾈﾅﾝｽ㈱ 岸和田支店	準市内
	317	㈱丸三水道工業所		C	445	㈸阪口造園 岸和田本店	新規
	320	㈱森下水工所					
	322	山本水道㈱					
	323	㈱両国設備					
	472	(有) 河畑厨房					
	1250	三宅設備工業㈱					
	1253	永野設備工業㈱					
	4399	㈱ｱﾘｶﾏ					
B	473	㈸高月設備 岸和田本店	準市内				
	3549	阪南設備工業㈱ 岸和田支店	準市内				
	4229	㈱片山水道					
	4546	㈱潤					
	4547	西野設備 (株)					
	4550	㈱K I T A G A W A					
C	4478	北野設備工業					
	4770	(株) 福原住宅設備					

- ※ この格付表は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までの間、適用されます。
- ただし、岸和田市建設工事指名業者等級格付基準要領（以下、要領という。）等の規定により、必要に応じて変更する場合があります。
- ※ 業者登録番号は、大阪地城市町村共同利用電子入札システムの「業者番号」における下4ケタです。
- ※ 業者種別において「準市内」の表示がない業者は、全て、要領第3条第2項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における主たる営業所を置く事業者として取り扱う業者です。
- ※ 業者種別における用語の意味は以下のとおりです。
- 「準市内」・・・要領第3条第3項に規定する、岸和田市内に建設業の許可における従たる営業所のみを置く事業者等
 - 「新規」・・・要領第4条第2項及び同条第4項第1号に規定する、新規登録扱いとなる事業者
 - 「復帰」・・・要領第4条第4項第2号に規定する、従前在籍格付への復帰扱いとなる事業者